

## 異なる経路で通災？

### ケガに健康保険使うか

#### 問

最寄り駅まで自転車で行く途中にケガをした従業員がいます。会社にはバスの利用を申し出ていました。通勤災害に労災保険は使えず健康保険で処理することになるのでしょうか。

### 合理的ルート複数あり得る

#### 答

通勤とは、労働者が、住居から就業場所等への移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものは除く（労災法7条2項）とあります。会社に届けているような、鉄道、バス等の通常利用する経路および通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいうまでもない（平18.3.31基発0331042号）とあります。会社が認めた経路でなくても、合理的な経路に該当する可能性はありますが、ただ、経路は、手段とあわせて合理的なものであることを要す（前掲通達）ともしています。通災と認められるかは、自転車で通るルートにもよるでしょう。通勤災害については労災保険からの給付が健康保険に優先（平25.8.14事務連絡）ということになります。